

佐八酒消組監第15号
令和7年8月25日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 西田 三十五 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 浅羽 芳明
監査委員 江澤 真一

令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第 1 審査対象

- 1 令和 6 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

第 2 審査の実施日

令和 7 年 8 月 2 5 日（月）

第 3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第 4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 令和 6 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているので本審査では省略しました。

第 5 審査の意見

1 総括

審査に付された令和 6 年度一般会計歳入歳出決算書、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書については、全て法令に準拠して適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行並びに諸事業の運営管理についても適正なものと認め、本年度の審査に関し特に指摘する点はありません。

2 要望事項

- (1) 人口の減少により、財政状況がさらに厳しくなることが予想されます。事業にあたっては、将来の社会情勢を見据え、費用対効果や優先

度を十分に考慮のうえ決定し、限られた財源で最大の効果をあげるべく、予算執行に取り組んでいただき、さまざまな業務の高度化、効率化に向けたD Xを推進していただくよう要望いたします。

- (2) 地球温暖化による気候関連災害が激甚化する中で、地域防災力を向上させるため、構成市町消防団をはじめとする各関係機関と緊密な連携を図りながら、職員が一丸となり、より強固な消防体制を確立していただきたい。また、各種資機材の充実や職員の効率的な配置により、職員一人ひとりが住民のためにその力を最大限発揮できるよう努めていただくことを要望いたします。